記者提供資料(令和3年7月27日)

神戸新交通株式会社 総務部 ガバナンス推進課

T E L : 078-302-2500

神戸新交通株式会社の社員の懲罰処分について

神戸新交通株式会社において、以下の通り、社員の懲罰処分を行ったため発表いたします。

1. 処分案件

セクシュアル・ハラスメント

2. 処分年月日

令和3年7月27日

3. 処分概要

被処分者:係長級1名 処分內容:出勤停止3日

処分理由:令和3年4月勤務時間中に女性社員の頭、髪の毛を撫で、肩を触った。ま

た、過去にも同社員の肩、背中、臀部を触るなどした。その結果、同社員

は精神的苦痛を訴えるに至った。

このような行為は社会人としてのみならず、部下社員を指導、監督する係

長として、あるまじき行為であることから、上記の処分を行った。

なお、管理監督者責任として、過去の上長のうち2名(元課長級社員)を「口頭厳 重注意」、1名(課長級社員)を「部長注意」とした。(同日付)

4. 再発防止策

今後、社内からセクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメント行為を撲滅するため、全社員に向けた社長メッセージを配信するとともに、内部通報・相談窓口において相談者と同性の相談員が対応することや管理職を対象とした研修の実施、就業規則等の見直しなど、再発防止に向けた取り組みを進めて参ります。